(3)　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(4)　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(5)　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6)　第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

附則第十三条の七第一項第三号中「附則第十三条の九第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同項第四号中「附則第十三条の九第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に、「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

附則第十三条の七を附則第十三条の四とする。

附則第十三条の八の前の見出し及び同条を削る。

附則第十三条の九に見出しとして「（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項中「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第三十九条第一項の規定により算定される額とする。この場合において、同項第一号」に改め、同条第四項第三号中「附則第十三条の七」を「前条」に改め、同条を附則第十三条の五とする。

附則第十三条の十を附則第十三条の六とし、附則第十三条の十一を附則第十三条の七とし、附則第十三条の十二を附則第十三条の八とする。

附則第十四条を削り、附則第十四条の二を附則第十四条とする。

附則第十四条の三から附則第十四条の六までを削る。

附則第十四条の七の前の見出し及び同条を削る。

附則第十四条の八に見出しとして「（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項中「、第百二十一条第一項」を「、第百二十一条第一項第一号」に改め、同項第一号中「係る」の下に「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十四条の二とする。

附則第十四条の九の前の見出し及び同条を削る。

附則第十四条の十に見出しとして「（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項中「第百二十一条第一項」を「第百二十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「保険納付対象額」の下に「（第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。）」を加え、同条を附則第十四条の三とする。

附則第十五条を次のように改める。

（特定健康保険組合に係る標準報酬総額の算定に係る経過措置）

第十五条　特定健康保険組合に係る第百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者」とあるのは、「被保険者（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者を除く。）」とする。

第十一条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第七条第二項中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改め、同条第三項中「市町村及び」を「都道府県及び市町村並びに」に改める。

第十九条第一項中「保険者」の下に「（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節において同じ。）」を加え、「五年」を「六年」に改める。

第二十七条第一項中「取得した者」の下に「（国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。）」を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（市町村の行う特定健康診査等の対象者の範囲）

第二十九条の二　国民健康保険法第三条第一項の市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者について、この節の規定による事務を行うものとする。

第三十二条第一項中「各保険者」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十四条第二項第一号中「当該保険者の給付」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）」を加える。

第五十五条第一項中「認められる被保険者」の下に「（次条第一項の規定により同項に規定する従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）」を加え、第四章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例）

第五十五条の二　国民健康保険法第百十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第二号の場合においては、六十五歳以上七十五歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、第五十条の規定にかかわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第二号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

一　七十五歳に達したとき。

二　厚生労働省令で定めるところにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

2　前条の規定は、前項の規定により従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。